

契約一覧表（随意契約（物品役務等））

（部局名：函館税関）

（審議対象期間 平成29年7月1日～平成29年9月30日）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	応札者数	再就職の役員の数	備考
総合健康診断業務委託契約 78名	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 中洲 亨 北海道函館市海岸町24-4	平成29年7月12日	社会福祉法人函館厚生院 函館中央病院 北海道函館市本町33-2	—	公募を実施し、申し込みのあった者のうち当関の要件を満たす全ての者と契約したものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	1,154,573円	@16,502円/人 ほか	100.0%	3		単価契約 予定調達総額 1,154,573円
総合健康診断業務委託契約 78名	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 中洲 亨 北海道函館市海岸町24-4	平成29年7月12日	社会福祉法人函館厚生院 函館五稜郭病院 北海道函館市五稜郭町38-3	—	公募を実施し、申し込みのあった者のうち当関の要件を満たす全ての者と契約したものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	1,154,573円	@16,502円/人 ほか	100.0%	3		単価契約 予定調達総額 1,154,573円
総合健康診断業務委託契約 78名	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 中洲 亨 北海道函館市海岸町24-4	平成29年7月12日	社会福祉法人函館共愛会 共愛会病院 北海道函館市中島町7-21	—	公募を実施し、申し込みのあった者のうち当関の要件を満たす全ての者と契約したものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	1,154,573円	@16,502円/人 ほか	100.0%	3		単価契約 予定調達総額 1,154,573円
埠頭監視カメラシステムの移設業務委託契約 一式	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 中洲 亨 北海道函館市海岸町24-4	平成29年8月29日	三菱重工マシナリーテクノロジー株式会社 広島県広島市西区観音新町4-6-22	5240001001530	公募を実施した結果、埠頭監視カメラシステムの移設業務委託契約の業務履行可能な者が三菱重工マシナリーテクノロジー株式会社しかなく競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	24,408,000円	-	1		

（注1）国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないものは含まない。

（注2）公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

（注3）予算決算及び会計令第99条の2又は第99条の3の規定に基づく随意契約による場合には、初度入札における応札者数を応札者数欄に記載する。企画競争又は公募を行った場合には、提案者数又は応募者数を応札者数欄に記載する。

（注4）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

契約一覧表（随意契約（物品役務等））

（部局名：函館税関）

（審議対象期間 平成29年7月1日～平成29年9月30日）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	応札者数	再就職の役員の数	備考
コンテナ貨物大型X線検査装置修理請負契約一式	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 中洲 亨 北海道函館市海岸町2-4-4	平成29年9月12日	株式会社IHI検査計測 東京都品川区南大井6-25-3	4010701000913	公募を実施した結果、X線貨物検査装置（IHI検査計測社製）修理請負契約の業務履行可能な者が株式会社IHI検査計測し、かつ競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	2,808,000円	-	1		

（注1）国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないものは含まない。

（注2）公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

（注3）予算決算及び会計令第99条の2又は第99条の3の規定に基づく随意契約による場合には、初度入札における応札者数を応札者数欄に記載する。企画競争又は公募を行った場合には、提案者数又は応募者数を応札者数欄に記載する。

（注4）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。